

河村 企業法務では、特に紛争予防という観点が必要となります。契約実務は、民法がベースとなっているわけですが、判例によりさまざまな問題がカバーされ、そのルールが契約の中に取り込まれているため、判例の動向が重視されます。今回の債権法改正について、この裁判実務を取り込んだ形で、民法の条文と判例との乖離が少なくなることは、予防法務の観点でも法的基盤が整備されるということと、とても良いと思っています。

また、ウィーン売買条約(注1)が二〇〇九年の八月から導入されたことで、国内取引と国際取引の間で、法的考え方に違いが出てきています。この内外不一致の解消は、企業にとって切実な要求です。グローバルな視点からも望まれることだと思います。

なお、消費者保護法との関係で、消費者取引に関するルールを一般法化する、あるいは統合することを前提とした債権法改正に関する問題があります。つまり、事業者と消費者との区別を定義することや、強行法規性の確保について、消費者を中心とした適用対象とすべきであるとの意見です。

グローバル化に必要な わかりやすいルール

井原 まず、わかりやすいルールであつてほしいという点ですが、規定ぶりだけではなく、用語の使い方、それから表現の方法ですね。そういった部分で、もつと工夫があつても良いと思います。実際の条文化にあつて、努力すればおそらく解決する問題もあるのではないのでしょうか。

ウィーン売買条約との関係ですが、日本の国内市場だけではなく、今後は日本企業と海外企業との取引も視野に入れながら、民法の果たす役割がもつと大きくなっていくと考えられます。

一方で民法の基本ルールがあり、他方でこれと異なるウィーン売買条約があるというのでは、実務上なかなか扱いづらい面が生じることになりそうです。

また、消費者契約法を中心とした消費者保護法というのは、現代の消費者社会のニーズに応じて独自の発展を遂げていますので、その辺りを一挙に民法の中に取り込んでしまうのは疑問があります。

阿部 民法(債権法)改正検討委

債権法の改正は、企業法務の現場や実務にどのような影響を与えるのか。また、課題をどうクリアしていけば良いのか。実情を熟知する専門家たちが徹底的に議論した。今月号と来月号の二回にわたり掲載する。

撮影/黒田雄一

THE・DAN・KAI 座談会

債権法改正による 企業法務への インパクト 上



河西 潔
ジャパンフーズ株式会社
常勤監査役

河村寛治 (司会)
明治学院大学大学院教授

井原 宏
弁護士
筑波大学名誉教授

阿部博友
明治学院大学法学部教授

員会(以下「改正検討委員会」という)は、その設立趣意書において、民法(債権法)の改正が必要とされる前提認識として、「市場のグローバル化」とそれへの対応としての「取引法の国際的調和への動き」を挙げています。私は、この視点は正鵠を射たものであり、企業法務にとつても重要であると考えています。

つまり、法制審議会民法(債権関係)部会(注2)でも冒頭に議論されている点ですが、基本法であるべき民法の改正に際しては、あまり国際取引に関するルールを参考にすべきではないとの意見もある一方、望ましい実例規範が、国際取引ルールという形で議論されている部分も認められることから、国際取引ルールに目を閉ざすことなく、それらを参照して調和を図るべきという見解も有力です。私は、後者の見解に賛成です。

特に、企業法務に携わる方々は、国際契約の交渉などを通じて、国際取引ルールの共通化の潮流を実感されていると思います。また、ウィーン売買条約がわが国で発効した事実は、国際的に統一されたところある取引ルールを、わが国の法

体系に導入した事例とも言えます。今後このような「国際的調和」の動きは進んでいくと思われ、それが今後の世界経済の発展にとつても望ましい方向であると思います。

企業法務に携わる方々には、そうした高い目線から、今回の民法改正について考えていただき、意見すべき点は積極的に提案しつても、もし「取引法の国際的調和」の必要性から、現在の実務を変更すべき事項が出てくるのであれば、従前の慣行に拘泥することなく、勇気を持って実務を変えてゆくといった前向きな姿勢が必要であるとと考えています。

今回の民法改正により、契約実務は債権法をベースとしており、それが今後の世界経済の発展にとつても望ましい方向であると思います。

企業法務に携わる方々には、そうした高い目線から、今回の民法改正について考えていただき、意見すべき点は積極的に提案しつても、もし「取引法の国際的調和」の必要性から、現在の実務を変更すべき事項が出てくるのであれば、従前の慣行に拘泥することなく、勇気を持って実務を変えてゆくといった前向きな姿勢が必要であるとと考えています。

ウィーン売買条約は、その記述内容が明瞭で当事者にわかりやすく、実務に即していることと、二〇〇九年一二月現在、世界の主要国を含め、すでに七四カ国が加盟しております。こうした状況から考えても、国際的な取引ルールである同売買条約との調和はやはり必要だと思えます。

(注1) 「国際物品売買契約に関する国際連合条約」の別称。国際物品売買契約の統一法を設けることで国際取引の発展・促進を目的として、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)が起草し、1980年のウィーン外交会議で採択、1988年に発効した。

(注2) 平成21年11月24日に開催された、法制審議会民法(債権関係)部会第1回会議事録は、法務省のウェブサイトに掲載されている。
法務省 法制審議会 民法(債権関係)部会URL
▶ http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html



いはら・ひろし 住友化学株法務部長、経営法友会代表幹事、筑波大学大学院ビジネス科学研究科長、明治学院大学学長補佐を歴任。京都大学博士(法学)。現在、弁護士、筑波大学名誉教授、一般社団法人GBL研究所代表理事会長。



加速するコーポレート・ガバナンス強化

役員報酬の個別開示と企業の対応課題

公認会計士 阿部博 / 公認会計士 大野崇

平成二十二年三月三十一日に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の改正（以下「開示府令の改正」という）により、有価証券届出書および有価証券報告書において、役員報酬等の開示強化がなされた。その中で、連結報酬等（提出会社の役員としての報酬等のみならず主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む）の額が一億円以上の役員については、役員ごとに連結報酬等の種類別総額の開示が求められることになった。

開示府令の改正の概要

コーポレート・ガバナンスの強化という観点から開示府令の改正が行われ、役員報酬に関する有価証券報告書および有価証券届出書における開示内容が改正された。

「開示府令第二号様式記載上の注意(5) a (d)」より、開示すべき役員報酬についての概要は、以下のとおりである。

① 取締役（社外取締役は除く）、監査

- ① 役員報酬は除く、執行役および社外役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与および退職慰労金等）の総額および対象となる役員の員数
- ② 役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等の総額および連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載（ただし、連結報酬等の総額が一億円以上である者に限ることができる）
- ③ 提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めている場合は、当該方針の内容および決定方法、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載

開示府令の改正の理由

今回の改正の出発点として、平成二十一年一月から金融庁金融審議会金融分科会に設けられた「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」が審議を重ね、平成二十二年六月十七日に「上場会社等のコーポレート・ガバナ



スの強化に向けて」（以下「提言書」という）と題する提言がなされ、この中で、役員報酬の個別開示を含めた日本におけるコーポレート・ガバナンスの強化が謳われている。

しかし、役員報酬の個別開示についての具体的記載はこの提言書にはなく、その後、金融庁から公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（平成二十二年三月三十一日）（以下「金融庁の考え方」という）において個別開示を要請した理由の記載がある。以下において、それぞれの内容について記載する。

（一）「提言書」における開示強化の理由

日本において、一九九〇年代後半の金

あべ・ひろし あずさ監査法人 パートナー。慶應義塾大学経済学部卒業。主に金融商品取引法監査・会社法監査をはじめ、株式公開支援業務、デュレリジェンス業務などに従事。著書に『株式公開の実務 Q&A』（共著、第一法規）、『株主総会の運営と決議』（共著、第一法規）、『有価証券届出書等におけるリスク情報の完全分析』（共著、中央経済社）など。

おおの・たかし 朝日長野税理士法人東京事務所・(株)朝日ビジネスコンサルティング マネージャー。明治大学大学院商学研究科修了。あずさ監査法人を経て現職。主に、上場企業の決算コンサルティング業務、会計相談業務、M&Aに係る財務デュレリジェンス業務等に従事。

融システム改革以降、銀行のリスクテイクに過度に依存した金融システムから、市場型金融に軸足を移した金融システムへの転換が進められてきた。このような動きの中で、市場による規律づけの重要性がこれまで以上に高まり、企業側では、市場からの監視の下、緊張感のある良質な経営が求められる。

しかし、現状においても、上場会社の不祥事等、上場会社の経営が会社内部の論理で支配され、外部に対する十分な説明責任が果たされていない。そのため、日本の上場会社におけるコーポレート・ガバナンスについては、日本株全体に対する市場の評価を低下させる要因となっており、今後、日本の上場会社が優れたコーポレート・ガバナンスを実現することにより、市場からの信頼を確保する必要がある。

役員報酬については、役員報酬自体が、経営者のインセンティブ構造等の観点から株主や投資家にとって重要な情報であると考えている。また、非常に高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとするおそれがあるなどの指摘もあり、役員報酬の決定に係る説明責任の強化を図ることが重要であるという観点から、役員報酬の決定方針の開示および種類別内訳についても開示の充実が必要であるとしている。